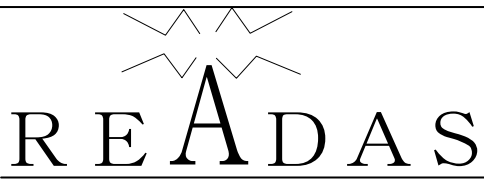


第 4193 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2011年)平成23年 3月 4日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ④ 医療費控除の対象になる居宅介護サービス

**Q**：私の父は、要介護認定を受けており、指定居宅介護事業者が担当医師と連携して作成した居宅サービス計画に基づく居宅サービスを利用しています。医療費控除の対象には、どのような居宅サービスが対象になるのですか？

**A**：次のようになっています。

### 【解説】

税務では、指定居宅介護支援事業者が、担当医師等との連携の下に、居宅サービス計画を作成し、これに基づいて提供される一定の居宅サービスの提供を受けた場合の利用料は、医療費控除の対象になるとしてしています。

具体的には、次のとおりです。

#### ①対象となる居宅サービス

- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所療養介護（ショートステイ）

#### ②①と併せて利用する次の居宅サービス

- ・訪問介護（家事援助中心型は除く）
- ・訪問入浴介護
- ・通所介護（デイサービス）
- ・短期入所生活介護（ショートステイ）

